

公益社団法人日本植物園協会

絶滅危惧植物の情報の取り扱いに関するガイドライン

1. 情報の収集

情報は可能な限りすべて収集する

留意点等

- 本ガイドラインは、環境省レッドリスト掲載の絶滅危惧植物を対象にしているが、各都道府県等での地方版レッドリストやレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧植物についてもこれに準じて扱う。
- 現在、絶滅危惧と判定されていない植物も将来絶滅危惧種になる可能性があるため、すべての植物についても同等に扱う。

2. 情報の管理

情報は個人ではなく、組織として管理する

留意点等

- 担当職員の異動や定年により、情報の継続性が途切れないよう引き継ぎをする。
- 組織的な情報管理のためには情報のデータベース化が必要である。
- 植物園の管理組織（指定管理者等）や職員は情報の取り扱いに注意するとともに、組織が指定管理者の交代などにより管理から外れた場合や職員が異動・退職により植物園から離れた場合も情報の取り扱いに関してはこのガイドラインを遵守する。

3. 情報の移動

植物や種子に伴う情報は二次的な移動があることを前提とし、制限を必要とする場合は、事前協議を行う

留意点等

- 研究過程にあるものなど、情報の二次的移動を制限する必要がある場合には、情報提供時に提供者と受領者の間で協議し、可能であれば文書を交わすことが望ましい。
- 種子収集事業にて新宿御苑に収集している種子については、新宿御苑からの移動を一次移動とし、その旨を種子の提供者には予め承してもらおう。

4. 情報の公開

ホームページや印刷物での公開、マスコミや一般からの問合せに対する自生地情報の公開は原則として都道府県レベルとし、必要がない情報は公開しない

留意点等

- 協会および加盟園保有の情報が情報源になり、絶滅危惧植物が盗掘されることがないように注意する。盗掘されないまでも、多くの人々が自生地を訪れることによる踏みつけなどの環境悪化を危惧する声も多いことも考慮する。

- 市町村レベルでの公開については、差し支えない種類も多いが、市町村レベルや詳細な情報を公開する場合には種の現状に照らして各加盟園が個別に判断し、加盟園の責任において公開する。特に保全などに携わっている団体などがある場合には、そのような団体が公開していない情報を安易に公開しないなど慎重に行う。
- 絶滅危惧植物の自生地情報の問い合わせに対して、公開しないほうが良いと判断した場合には本ガイドラインに従って公開を都道府県レベルでとどめる。
- 種によっては積極的に情報を公開して啓蒙するケースもありうるので、ケース毎に検討することが望ましい。
- 研究成果の発表の場合はこの限りではないが、慎重に対応する。
- 採集者名などを公開する際には、特に慎重に行う必要がある。

(平成 24 年 3 月 7 日理事会承認)

◆ガイドラインの主旨◆

日本植物園協会(以下協会)では日本産絶滅危惧植物(環境省レッドリスト掲載の絶滅危惧Ⅱ類(VU)以上)の75%(1335種)を生息域外保全するという2020年目標の達成に向けて様々な事業を行っています。その結果、協会および加盟園は絶滅危惧植物に関する多くの情報を保有するようになってきました。これまでも日本植物園協会や各加盟園には、絶滅危惧植物の自生地情報などに関する問い合わせもあり、これらを情報源とした盗掘や自生地の環境悪化が危惧されています。また、指定管理者制度の導入等により、情報管理の継続性などの問題を懸念しています。本ガイドラインは、協会およびその加盟園が絶滅危惧植物に関する情報をどのように取り扱うことが望ましいかを示すものです。

【経緯】植物多様性保全委員会では、平成 23 年度事業として、「絶滅危惧植物の情報の取り扱いに関するガイドライン」の検討を行いました。協会加盟園の委員および外部有識者をメンバーに検討会を設置し、植物多様性保全活動における情報の取り扱いの留意点や情報公開等での目安を検討、会員へのアンケート結果もふまえ、その結果は「ガイドライン案」として植物多様性保全委員会がさらに検討を加え、平成 23 年度第 3 回理事会において今後の日本植物園協会での保全活動を進める上での情報取り扱いの指針として承認されました。

その後、検討会を中心に内容を検討しながら、必要な場合は適宜修正を加えつつ、このガイドラインに沿って、当協会の植物多様性保全 2020 年目標の達成に向けた活動「生育特性情報の収集」や、全国の植物園の絶滅危惧種保有状況調査等を推進しています。